

令和8年度 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議次第

日 時：令和8年5月22日（金） 13時30分～15時00分
場 所：苫小牧市民活動センター3階会議室2

I 開 会

II 挨拶 苫小牧市要保護児童対策地域協議会 会長 松村 順子

III 報 告

- 1 令和7年度事業報告について
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

IV 議 題

- 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について
- 2 令和8年度事業計画（案）について

V 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 畠中 さおり 氏

「2026年度室蘭児童相談所の取り組み方針『虐待の予防とこどもの権利擁護』」

VI 閉 会

令和8年度

苫小牧市要保護児童対策地域協議会 代表者会議

日 時 令和8年5月22日（金）13時30分～

苫小牧市要保護児童対策地域協議会

（こども未来部こども家庭支援室）

< 目 次 >

I 報 告

- 1 令和7年度事業報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について・・・・ 9
- 3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について・・・・・・・・・・・・ 11

II 議 題

- 1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について・・・・ 12
- 2 令和8年度事業計画（案）について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

III 研 修

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室長 畠中 さおり 氏

「2026年度室蘭児童相談所の取り組み方針『虐待の予防とこどもの権利擁護』」

§ 資 料

資料1 北海道室蘭児童相談所統計資料 ほか

資料2 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案）

I 報 告

1 令和7年度事業報告について

昨今の児童福祉行政を取り巻く状況は、児童相談所における児童虐待相談対応件数が依然として高水準で推移しており、児童虐待の未然防止や早期発見の観点からも、市町村に求められる役割は引き続き大きくなっています。

本市では、これまで児童福祉法に基づく「子ども家庭総合支援拠点」の設置や、令和3年1月に開設した「苫小牧市こども相談センター」（現こども家庭支援室こども相談担当及び室蘭児童相談所苫小牧分室が同じ建物内に設置され、緊密な連携のもとに対応）を拠点に、関係機関との連携のもと、要支援家庭や要保護児童等への支援に取り組んできました。

令和6年度からは、国の制度改正に伴い、本市の現こども家庭支援室こども相談担当（児童福祉機能）と現こども家庭支援室母子保健担当（母子保健機能）が連携する体制を整え、「こども家庭センター」としての機能を本格的に運用開始しました。これにより、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の提供に加え、児童虐待対応やヤングケアラー支援など、複雑化・深刻化する課題への対応力の強化を図っています。

また、令和4年度から継続して取り組んできました「苫小牧市子ども虐待から守る条例」に基づく啓発活動や出前講座については、令和7年度も引き続き実施し、地域全体で子どもを守る意識の醸成に努めました。

さらに、令和6年度に施行した「苫小牧市ヤングケアラー支援条例」については、引き続き条例に基づく周知啓発の強化や市民全体の認知度向上を図るとともに、ヤングケアラーに関するガイドラインを活用し、社会全体でヤングケアラーとその家族に気づき、見守り、ひとりにしない環境づくりを進めることで、すべての子どもたちが過度な負担を抱えることなく、健やかに成長できる社会の実現を目指しました。

本協議会実務者会議においても、令和7年度も引き続きヤングケアラー支援に係る研修のほか、様々な研修を実施し、ケースワークの視野拡大と職員の資質向上に努めました。

● オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間の取り組み（一部抜粋）



<啓発用ポケットティッシュ（イオン苫小牧店）>



<啓発用展示：ぬくもりの木（市役所）>



<啓発用看板（市役所）>



<啓発用オレンジライトアップ（苫小牧信用金庫）>

※その他7か所の市内施設等に協力依頼

【会議等の開催状況】

○代表者会議

5月28日

○実務者会議（計18回開催）

内容	実施月日	備考
研修「心理的虐待で傷ついている子ども達（支援検討の演習を含む）」	8月8日	37人
研修「幼稚園及び保育園の職員を対象とした児童虐待対応研修（チェックリスト研修を含む）」	11月7日	49人
研修「ヤングケアラー支援に大切なこと」	11月11日	32人
研修「虐待のサインをどうとらえるか」	11月27日	11人
研修「苫小牧市放課後児童クラブ児童虐待防止研修会」	12月18日	49人
研修「親の子育てを地域で支えるために大切なこと」	2月2日	36人
健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議	5月、9月、 12月、2月	計4回
生活支援室との連携会議	5月、9月、 12月、2月	計4回
室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議	6月、8月、 11月、2月	計4回

○個別ケース検討会議（計 49 回開催）

	虐待		その他の要因		合計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R 7年度	14	26	35	59	49	85

○関係者会議等（計 30 回開催）

	虐待		その他の要因		合計	
	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数	延べ回数	延べ児童数
R 7年度	6	8	24	62	30	70

●代表者会議

代表者会議では、令和 6 年度の事業報告及び同 7 年度の事業計画について協議しました。

●実務者会議

実務者会議は、研修会や連携会議の形で計 18 回実施しました。

令和 7 年 8 月 8 日には、本市こども相談課の米田浩二こども相談監により、心理的虐待で傷ついている子ども達への支援について、事例を基に支援方針案を検討するなど、グループワーク演習を実施しました。

令和 7 年 11 月 7 日には、幼稚園や保育園等の職員を対象に、心配な家庭チェックリストを有効に活用するための研修を行いました。

令和 7 年 11 月 11 日には、大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授の濱島淑恵氏より、ヤングケアラーの支援に大切なことについて、専門的視点から、支援者が正しい知識を持つことや、具体的な声掛けの仕方などの助言をいただきました。

令和 7 年 11 月 27 日には、生活支援室の職員を対象に、児童虐待のサインをどう捉え、連携して対応していくかについての研修を行いました。

令和 7 年 12 月 18 日には、児童クラブ支援員を対象に、児童虐待に関わる知識の習得や連携した対応についての研修を行いました。

令和 8 年 2 月 4 日には、社会福祉法人麦の子会理事長の北川聡子氏より、親の子育てを地域で支えるために大切なことについて、こどもの思いを真ん中に考え、親の気持ちに寄り添った支援が必要であるとの助言をいただき、支援者として、こども、親、家族を深く考える機会となりました。

健康支援課、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議では、各機関が把握している支援を要する妊産婦について情報共有し、必要に応じて地域での見守りを調整し、児童相談所や医療機関と連携するなどの対応を行っています。また、チェックリストを活用することで早い段階で把握できるようにしています。

生活支援室との連携会議では、生活保護世帯の中で心配な世帯について、情報共有に努めています。特に生活保護廃止後には、対象世帯が子育ての悩み等を抱え込むことのないように、必要に応じ、こども相談課に相談できるよう情報共有をしています。

室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議では、児童虐待通告のあったケースや児童養護施設等に措置されているケース等について、対応状況の確認を行っています。

●個別ケース検討会議

個別ケース検討会議では、ケースの情報共有や支援方針の検討、支援体制の確認等を行っています。

支援方針の検討には、家族支援手法（サインズ・オブ・セーフティ等）を取り入れ、家族の持つストレングス（強み）に着目したアプローチに努めています。また、支援体制の確認の際には、各機関に認識のズレが生じないようにホワイトボードを活用し、役割分担や今後の予定などの確認を参加者全員で行っています。

令和7年度は、計49回の個別ケース検討会議を開催し、その内、虐待に関するものは計14回でした。虐待はもとより、虐待以外のケースにおいても精神疾患や障がい、経済的問題等様々な課題が重複している場合が多く、多機関での連携及び協力が不可欠となっています。

●関係者会議等

個別ケース検討会議のほか、ケースの内容や開催のタイミングに応じて、関係者会議等を開催し、関係機関と情報共有を図り、親子の安心に繋げるための有効な支援について検討しています。

令和7年度は、計30回の関係者会議等を開催しております。

【啓発活動等の状況】

● 苫小牧市子どもを虐待から守る条例啓発

実施月日	実施内容
通年	<ul style="list-style-type: none"> ○児童虐待防止啓発グッズ <ul style="list-style-type: none"> ・事業者等に車用ステッカーを配布 ○市民への児童虐待等に係る知識普及 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯支援カードを配布 ・地域で見守る！子育て支援講座（出前講座）を実施

令和3年4月1日より施行した苫小牧市子どもを虐待から守る条例の基本理念をもとに、児童虐待のないまちを目指すため、全市的な意識醸成や知識の普及を図ることを目的に、年間を通して啓発活動を行いました。

令和7年度は、令和4年度から引き続き、出前講座として、地域で見守る！子育て支援講座を1回実施し、地域全体で心配な家庭を見守り、当該家庭を適切な支援機関へ繋ぐことの重要性などを周知しました。

● オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン（こどもまんなか月間）

実施月日	実施内容
11月4日～ 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所に、啓発ポスターの配布・掲示を依頼 ・小中学生に、啓発用リーフレットを配布 ・オレンジリボン（シンボル）の市役所職員等への配布、携行周知 ・市役所1階ロビーに、啓発用展示「ぬくもりの木」を設置 ・市役所庁舎内トイレに、啓発用ウォッチレットを掲示 ・市役所庁舎に、啓発用看板及び懸垂幕を設置 ・広報とまこまい11月号に、児童虐待防止に関する情報を掲載
11月1日～ 11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ2,000個をイオン苫小牧店内（サービスカウンター）に設置し配布
11月1日～ 11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・市内施設等をオレンジ色にライトアップする取組を8か所に拡大し実施（苫小牧信用金庫本店、緑ヶ丘公園展望台、正光寺、ふれんどビル、苫小牧西港フェリーターミナル、nepiaアイスアリーナ、expcafe!、キラキラ公園）
11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止の標語入りポケットティッシュ約700個をイオン苫小牧店入口付近にて配布

11月のオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンは、市内施設等にポスター掲示依頼、小中学生に啓発用リーフレット等を配布、イオン苫小牧店にて児童虐待防止啓発用ポケットティッシュの設置や配布を行ったほか、市内施設等のオレンジ色ライトアップや市役所本庁舎前の道路沿いに看板や懸垂幕を設置するなど虐待の未然防止を呼び掛けました。

市役所本庁舎1階において、市民参加型の啓発用展示「ぬくもりの木」を設置しました。市民が「ぬくもりの木」にオレンジ色のシールを貼ることで児童虐待防止に対する意識醸成のほか、児童相談所全国共通ダイヤル189（通称「いちはやく」）の周知により、相応の効果をすることができました。また、市役所職員等がオレンジリボンを身に着けることで、児童虐待の未然防止のアピールを行うことができました。

なお、当該月間の取組について、メディア（新聞社等）でも取り上げられ、より一層の啓発が図られました。

●地域で見守る！子育て支援講座（出前講座）

令和7年度は、地域で見守る！子育て支援講座を1回実施しました。参加人数は計6人でした。

児童虐待に関し、地域支援や家族支援等、それぞれの観点で講座を行いました。

講座受講者には「啓発用バッジ」を配布し、子育て世帯を地域社会から孤立させないように見守りをお願いしています。また、アンケートを実施し、「満足した」、「やや満足した」という回答が全体の80%以上を占め、大きな効果を得ることができました。

●子育て講座「step」

子育て講座は、暴力や暴言を使わず、子どもに対する保護者の言葉かけや行動を変容させることで、より良い親子関係を築くための教育プログラムで、虐待の未然防止に効果が大きいことから、継続的に実施しています。

令和7年度の子育て講座は、通常講座・ダイジェスト講座を合わせて計6回実施しました。また、子育てに悩んでいる家庭のニーズに応じて個別の講座も実施し、参加人数は計58人でした。受講者からは、「子どもの気持ちに寄り添い、同じ目線で会話することの大切さを再確認することができた」「ロールプレイを通して具体的に学ぶことができてよかった」「同じような悩みを持つ他の受講者と意見交換ができて元気がでた」「学んだことを忘れずに実践し、子育てを楽しみたいと思った」「とても有意義な時間を過ごすことができた」など好評価を得ました。受講後のアンケートでは、全ての受講者から「非常に満足した」・「満足した」という回答を得ることができました。

なお、広報とまこまいのほかに、SNSも活用し、広く市民への周知を図りました。

※通常講座は全4回。ダイジェスト講座は通常講座の内容を1回分にまとめたもの。

●ヤングケアラー出前講座

市民向けの出前講座は計3回実施し、計106名の参加があり、「ヤングケアラーについて、知らない事がたくさんあり学んで良かったです」「思いつかない発想や支援方法を知ることができ、大変勉強になりました」などの感想がありました。

学校向けの出前講座は計5回実施し、計388名の参加がありました。アンケートからは、「面白かったし、ヤングケアラーについてよくわかった」「自分もヤングケアラーになって悩みがあるときは、声か文字で信頼してる人に話したいと思った」「もしも友達がヤングケアラーだったら、なにか少しでもできることをやりたい」などの反応があり、好評でした。

●ヤングケアラー交流の場づくり事業

ヤングケアラーの孤立の解消及び精神的負担の軽減を目的として、市内3地区(計5か所)において、計55回の交流の場を開催しました。主に小中学生が参加し、悩みを話せる安心できる場所として活用されるとともに、ヤングケアラーへの理解を深める場ともなりました。

2 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

◆児童虐待相談の通報受理状況

(単位：人)

		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
受付件数		216	184	159	233	242
対応件数		208	190	156	240	228
未処理人数(年度末時点対応中)		12	6	9	2	16
発見状況 (通告者)	家族・親族	3	6	8	15	7
	本人	1	0	0	2	0
	近隣・知人	65	36	20	9	21
	民生・児童委員	0	0	1	0	1
	警察	0	0	0	0	0
	保健所	0	0	0	0	0
	学校	53	44	40	72	77
	幼稚園・保育園	11	20	14	27	11
	医療機関	26	14	12	8	10
	市(他課)	13	43	23	35	67
	児童相談所	20	21	30	51	31
その他	16	6	8	21	3	
合計		208	190	156	240	228
主な虐待者	実父	49	45	39	74	77
	実父以外の父	16	18	13	20	18
	実母	138	120	94	138	119
	実母以外の母	1	1	4	1	4
	その他	4	6	6	7	10
合計		208	190	156	240	228
内容	身体的	46	50	48	63	63
	性的	4	0	0	3	3
	心理的	104	77	78	87	88
	養育怠慢・拒否	54	63	30	87	74
合計		208	190	156	240	228
年齢別	0～3歳未満	38	34	28	39	36
	3～未就学児	44	62	36	81	59
	小学生	92	68	59	88	93
	中学生	19	19	23	20	23
	高校生・その他	15	7	10	12	17
合計		208	190	156	240	228
対応内容	助言指導	188	165	113	189	189
	継続指導	7	13	17	17	17
	他機関斡旋	0	0	0	0	0
	児童相談所送致	13	12	26	34	22
	その他	0	0	0	0	0
合計		208	190	156	240	228

◆一時保護件数

(単位：人)

	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
全 件	45	52	72	99	83
(再掲)虐待による一時保護	20	28	44	60	43

注) 苫小牧市が対応したケースで一時保護に至った件数

● 苫小牧市における児童虐待相談の通告受理及びその対応について

令和7年度は、児童虐待通告を242件受け付け、全件子どもの安全確認を行いました。

対応件数は228件となっていますが、令和6年度の未処理人数を加え、令和8年度へ繰り越した未処理人数を差し引いたものです。この対応件数とは、受け付けた通告に対し、助言指導、児童相談所送致等何らかの対応方針が決定した時点でカウントするもので、対応方針決定前は未処理人数にカウントされます。なお、令和6年度は児童虐待相談の受付件数が233件だったのに対し、令和7年度は242件となっており、9件の増加となりました。また、過去5か年度で、最多件数となりました。

【発見状況】

学校からの通告は、令和6年度は72件、令和7年度は77件と、近年は増加傾向にあります。

市（他課）からの通告が大幅に増加しています。令和6年度は35件だったのに対し、令和7年度は67件となっており、32件の増加となりました。

そのほか、生活困窮によって、水道などのライフラインや子どもの食事が確保されないおそれがあるなど、関係機関から連絡を受けるケースもありました。

【内容】

心理的虐待の割合が最も高く、次いでネグレクトの割合が高くなっています。

心理的虐待は、令和6年度は87件、令和7年度は88件となっており、ほぼ横ばいで推移しております。きょうだいに対する暴力等の目撃に加えて、近隣からの怒鳴り声・泣き声等の通告が多いことが要因となっています。

ネグレクトは、令和6年度は87件、令和7年度は74件となっており、やや減少しました。しかし、過去の推移と比較すると依然として、高止まりの傾向がうかがえます。子どもを看ることができていない、夜間放置、ライフラインや子どもの食事が確保されないおそれがあるなどの通告が主な内容となっています。

身体的虐待は、令和6年度は63件、令和7年度は63件となっており、横ばいで推移しております。

【年齢別】

例年同様に小学生が最多となっています。小学校と中学校については、各学校と情報共有をすることで、連携強化を図っています。

3歳から未就学児までの件数は、令和6年度よりも減少しております。しかし、依然として保育園や幼稚園等との連携は重要であることから、各園等に対し、必要な家庭に関するチェックリスト研修を行うなど連携強化を図っています。

【対応内容】

助言指導の内容は、保護者や児童と面談等を行い、適切な方法について助言しています。

【一時保護件数】

室蘭児童相談所の一時保護件数は、令和6年度は99件だったのに対し令和7年度は83件

となっており、16 件の減少となりました。しかし、過去の推移と比較すると依然として高止まりの傾向がうかがえます。

令和7年度の一時保護件数である83件のうち、43件が虐待によるものでした。虐待による一時保護は、身体的虐待が最も多く、保護者の暴力により子どもが顔に大きな傷を負ったケースや、子どもが帰宅することを拒否しているケースなどが主な対応内容でした。虐待以外の一時保護では「もう子どもの面倒を看ることができない」という訴えに対応したケースがありました。

なお、本件数は本市が対応し、一時保護に至ったケースを集計したものであり、施設入所後の再保護などは含んでおりません。

3 北海道室蘭児童相談所の状況報告について

令和6年度の児童虐待相談対応状況等について報告します。

資料1

II 議 題

1 苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱の一部改正について

令和8年4月1日付けで苫小牧市の組織機構改革が実施されたことに伴い、以下のとおり要綱を変更します（新旧対照表）。

【別表】※苫小牧市要保護児童対策地域協議会における関係機関（一部のみ抜粋）

改正案（新）		現行（旧）	
区分	関係機関	区分	関係機関
国又は地方公共団体の機関 （法第25条の5第1号）	<u>健康福祉部</u> <u>総合福祉課</u>	国又は地方公共団体の機関 （法第25条の5第1号）	<u>福祉部</u> <u>総合福祉課</u>
同上	<u>健康福祉部</u> <u>障がい福祉課</u>	同上	<u>福祉部</u> <u>障がい福祉課</u>
同上	<u>健康福祉部</u> <u>生活支援室</u>	同上	<u>福祉部</u> <u>生活支援室</u>
同上	<u>健康福祉部</u> <u>保健医療</u> <u>介護推進室</u> <u>介護福祉課</u>	同上	<u>福祉部</u> <u>介護福祉課</u>
同上	<u>こども未来部</u> <u>こども政策課</u>	同上	<u>健康こども部</u> <u>こども育成課</u>
同上	<u>こども未来部</u> <u>幼保施設課</u>	同上	<u>健康こども部</u> <u>こども育成課</u>
同上	<u>こども未来部</u> <u>子育て応援課</u>	同上	<u>健康こども部</u> <u>こども支援課</u>
同上	<u>こども未来部</u> <u>こども若者</u> <u>支援課</u>	同上	<u>健康こども部</u> <u>青少年課</u>
同上	<u>こども未来部</u> <u>こども家庭支援室</u>	同上	<u>福祉部</u> <u>発達支援課</u>
		同上	<u>健康こども部</u> <u>健康支援課</u>
		同上	<u>健康こども部</u> <u>こども相談課</u>

○苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案）資料2

2 令和8年度事業計画（案）について

全国の児童相談所における児童虐待相談件数は5年連続で20万件を超え、重大な事件が後を絶たない深刻な状況が続いています。このような状況において、児童虐待の防止は社会全体で最優先に取り組むべき喫緊の課題です。

こうした背景のもと、保護者のいない児童や保護者に監護させることが不相当と認められる児童に対して、適切な保護を行うとともに、虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応を関係機関の連携により一層推進していく必要があります。

苫小牧市内における一時保護件数については、室蘭児童相談所管内で最も多い状況が続いており、児童が一時保護される場合には、室蘭児童相談所まで移送されることになり移送される児童にも大きな負担となっていることから、室蘭児童相談所苫小牧分室に一時保護所機能を設置することを引き続き要望してまいります。

また、家族の世話や家事を日常的に担う「ヤングケアラー」は、その責任や負担の重さから、学業や友人関係、将来の進路にまで影響が出る懸念があります。しかし、家庭内のデリケートな問題であるため、本人や家族が支援の必要性を自覚しにくいなど、実態が表面化しづらい課題があります。

そのため、ヤングケアラーの認知度を高め、地域全体で理解を深めることで、小さなサインを早期に捉え、必要に応じて適切な支援につなげていくことが求められています。本市においても、ヤングケアラーの交流の場づくり事業等を通し、ヤングケアラーに気づき、見守り、ひとりにしない環境づくりの充実に努めてまいります。

このような様々な課題を踏まえ、すべての子どもたちの権利と利益が守られ、健やかに成長できる社会を実現するため、(1)から(3)までの具体的な取組を進めていきます。

(1) 関係機関との連携強化

ア 代表者会議の開催

行政機関・民間団体・地域住民との緊密な連携と相互の協力がとれるよう、関係機関の代表者による代表者会議を開催し、協議会の組織及び運営の全般について協議します。

イ 実務者会議の開催

関係機関の実務を担当する者で実務者会議を開催し、要保護児童の実態把握や支援を行っているケースの総合的な把握と支援体制作りの検討及び研修会を実施します。

ウ 個別ケース検討会議の開催

複雑多様化する児童虐待等に対応するために、医療機関・民生委員・主任児童委員・学校・保育園・幼稚園等との連携の強化を図り、情報共有に努めるとともに、最も効果的な個々の支援を検討するための個別ケース検討会議を積極的に開催します。

エ 切れ目のない支援体制の構築

各年代と関わる機関や対象世帯に関わる機関との情報交換や連携体制を作り、児童虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応を図ります。

各年代	実施内容
出産前	母子保健担当、苫小牧市立病院、王子総合病院と連携し、特定妊婦把握のためのチェックリストを活用することで、支援が必要と思われる家庭のアセスメントを行います。
出産後～ 就学前	母子保健担当と連携し健診未受診家庭等のハイリスク家庭の情報共有を行います。 幼稚園、保育園等と心配な家庭チェックリストを活用し、こども相談担当との連携強化に努めます。
就学後	全小中学校と情報共有し、早い段階から心配のある家庭の把握に努めます。
全年齢	児童相談所と対応中のケースについて、対応状況の確認を行います。
その他	生活保護世帯の中で心配な世帯については、生活支援室と情報共有を行います。特に生活保護廃止後には、対象世帯が子育ての悩み等を抱え込むことのないように、必要に応じ、こども相談担当に相談できるよう都度情報共有します。

オ 合同研修会の実施

令和3年度から現こども相談担当と北海道室蘭児童相談所苫小牧分室での合同研修を開催し、子どもを虐待から守るための土台となる知識の習得に努めています。今年度は、関係機関の業務やサービスに関する事、他都府県の実例をモチーフとした事例検討を予定しています。

(2) 児童虐待未然防止の啓発活動の実施

ア オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンの実施

昨年度に引き続き、イオン苫小牧店にて児童虐待防止啓発ポケットティッシュを設置することに加えて、同店舗入口付近にてポケットティッシュの配布による啓発活動を実施します。また、市内施設等にポスターの掲示を依頼します。そのほか、市役所やホームページ、広報とまこまいでのPR等、積極的にオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンを展開し、周知に努めます。

イ 出前講座の実施

要望に応じて、児童虐待に関する知識や情報を提供し、児童虐待未然防止に関する意識の醸成を図るための出前講座を実施します。

ウ 子育て講座（step）の実施

子育てにおいてイライラが減る等の評価を得ている当該プログラムについて、子育てで支援及び児童虐待予防を目的として実施します。

(3) ヤングケアラー支援に関する取組

ア ヤングケアラーリーフレットの作成及び配布

ヤングケアラーに早期に気づき、見守りや必要に応じた支援につなげることを目的として、相談窓口や支援事業の情報をわかりやすく記載したリーフレットを作成し配布します。

イ 出前講座の実施

・市民や関係機関等を対象に実施

ヤングケアラーの実態や、当事者が望んでいる支援のあり方を知ってもらうことで、ヤングケアラーに対する理解を深めてもらう内容です。

・学校向けに実施

ヤングケアラーについて身近に感じ、自分が困ったときに相談できるようになること、友達が困っているときに気づききっかけとなるような内容です。

ウ ヤングケアラー交流の場づくり事業の実施

ヤングケアラーの孤立を防ぎ、精神的な負担を軽減することを目的に、安心して過ごせる場、思いを吐き出せる場、他者とつながれる場を提供します。

●令和8年度事業計画（月別）案

※太字は本協議会構成機関対象

5月	<p>代表者会議（本協議会構成機関対象）①</p> <p>子育て講座（s t e p）ダイジェスト講座①</p> <p>全小中学校との情報連携①</p> <p>母子保健担当、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議①</p> <p>生活支援室との連携会議①</p> <p>室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議①</p>
6月	<p>子育て講座（s t e p）通常講座①</p> <p>子育て講座、チェックリスト等説明会（幼稚園、保育園、認定こども園対象）</p>
7月	<p>室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修①</p>
8月	<p>児童虐待対応研修（本協議会構成機関対象）②（被害事実確認面接の演習）</p> <p>子育て講座（s t e p）ダイジェスト講座②</p> <p>生活支援室との連携会議②</p> <p>室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議②</p> <p>室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修②</p>
9月	<p>子育て講座（s t e p）通常講座②</p> <p>全小中学校との情報連携②</p> <p>母子保健担当、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議②</p>
10月	<p>室蘭児童相談所苫小牧分室との合同研修③</p>
11月	<p>オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン月間の各種啓発活動</p> <p>啓発用ポケットティッシュ配布活動（本協議会構成機関対象）③</p> <p>児童虐待対応研修（本協議会構成機関対象）④（非行問題の理解と支援）</p> <p>生活支援室との連携会議③</p> <p>室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議③</p> <p>心配な家庭チェックリスト研修会（幼稚園、保育園、認定こども園等対象）</p>
12月	<p>子育て講座（s t e p）ダイジェスト講座③</p> <p>全小中学校との情報連携③</p> <p>母子保健担当、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議③</p>
令和9年1月	<p>子育て講座（s t e p）通常講座③</p>
2月	<p>児童虐待対応研修（本協議会構成機関対象）⑤（非行問題の事例検討）</p> <p>母子保健担当、苫小牧市立病院、王子総合病院との連携会議④</p> <p>生活支援室との連携会議④</p> <p>室蘭児童相談所苫小牧分室との連携会議④</p>
3月	<p>全小中学校との情報連携④</p>
随時開催	<p>個別ケース検討会議、出前講座、子育て支援講座</p>

苫小牧市要保護児童対策地域協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の適切な保護を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第25条の2第1項の規定に基づき苫小牧市要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（業務）

第2条 協議会は、次に掲げる業務を行う。

- （1）要保護児童に加え要支援児童若しくはその保護者または特定妊婦（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- （2）要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- （3）その他協議会の目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関（以下「関係機関」という。）で構成する。

- 2 協議会に会長を置き、会長は苫小牧市長が指名する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する者がその職務を代理する。

（調整機関）

第4条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）は苫小牧市こども未来部こども家庭支援室（こども相談担当）とする。

- 2 調整機関は、次に掲げる業務を行う。
 - （1）協議会に関する事務の総括
 - （2）要保護児童等に対する支援の実施状況の把握
 - （3）児童相談所その他の関係機関との連絡調整

(会議)

第5条 協議会に、代表者会議、実務者会議および個別ケース検討会議を置く。

(代表者会議)

第6条 代表者会議は、要保護児童対策全般についての情報交換、協議会の活動方針、関係機関の連携のあり方および役割分担等について協議する。

- 2 代表者会議は、関係機関の代表者で構成する。
- 3 代表者会議は、会長が招集し、主宰する。

(実務者会議)

第7条 実務者会議は、要保護児童の実態把握、要保護児童対策を推進するための啓発活動の企画ならびに要保護児童等についての情報交換および援助について協議する。

- 2 実務者会議は、関係機関に属する実務担当で構成する。
- 3 実務者会議は、調整機関の長が招集し、主宰する。

(個別ケース検討会議)

第8条 個別ケース検討会議は、個別の要保護児童等について、関係機関に対し、相談または通告のあった事案に関する具体的な情報交換および援助方法等について協議する。

- 2 個別ケース検討会議は、関係機関のうち、個別の要保護児童等に関する機関に属する担当で構成する。
- 3 個別ケース検討会議は、調整機関の長が招集し、調整機関の長が指名する者が主宰する。

(守秘義務)

第9条 協議会の構成機関・法人の役職員及び構成員は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。当該機関・法人の役職員でなくなった場合及び協議会の構成員でなくなった場合においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、代表者会議において定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月21日から施行する。
- 2 苫小牧市児童虐待防止連絡会議要綱(平成12年9月14日)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月23日から施行する。

苫小牧市要保護児童対策地域協議会の関係機関

区 分	関 係 機 関
国又は地方公共団体の機関 (法第25条の5第1号)	北海道室蘭児童相談所
	北海道苫小牧保健所
	北海道札幌方面苫小牧警察署
	札幌法務局苫小牧支局
	苫小牧市立病院
	苫小牧市消防本部
	教育部指導室
	総合政策部協働男女平等参画室
	健康福祉部総合福祉課
	健康福祉部障がい福祉課
	健康福祉部生活支援室
	健康福祉部保健医療介護推進室介護福祉課
	こども未来部こども政策課
	こども未来部幼保施設課
	こども未来部子育て応援課
	こども未来部こども若者支援課
こども未来部こども家庭支援室	
法人 (法第25条の5第2号)	一般社団法人苫小牧市医師会
	一般社団法人苫小牧歯科医師会
	札幌弁護士会苫小牧支部
	社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会
	特定非営利活動法人ウィメンズ結
	特定非営利活動法人チャイルドサポートこあら
その他の者 (法第25条の5第3号)	苫小牧市小学校長会
	苫小牧市中学校長会
	北海道私立幼稚園協会苫小牧・日高支部
	苫小牧市法人保育園協議会
	苫小牧市民生委員児童委員協議会
	苫小牧身体障がい者福祉連合会
	苫小牧人権擁護委員協議会
	苫小牧市クローバーの会
	とまこまい若者サポートステーション
	苫小牧地域児童通所支援事業所連絡協議会
	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会
	児童家庭支援センター ビリーブ

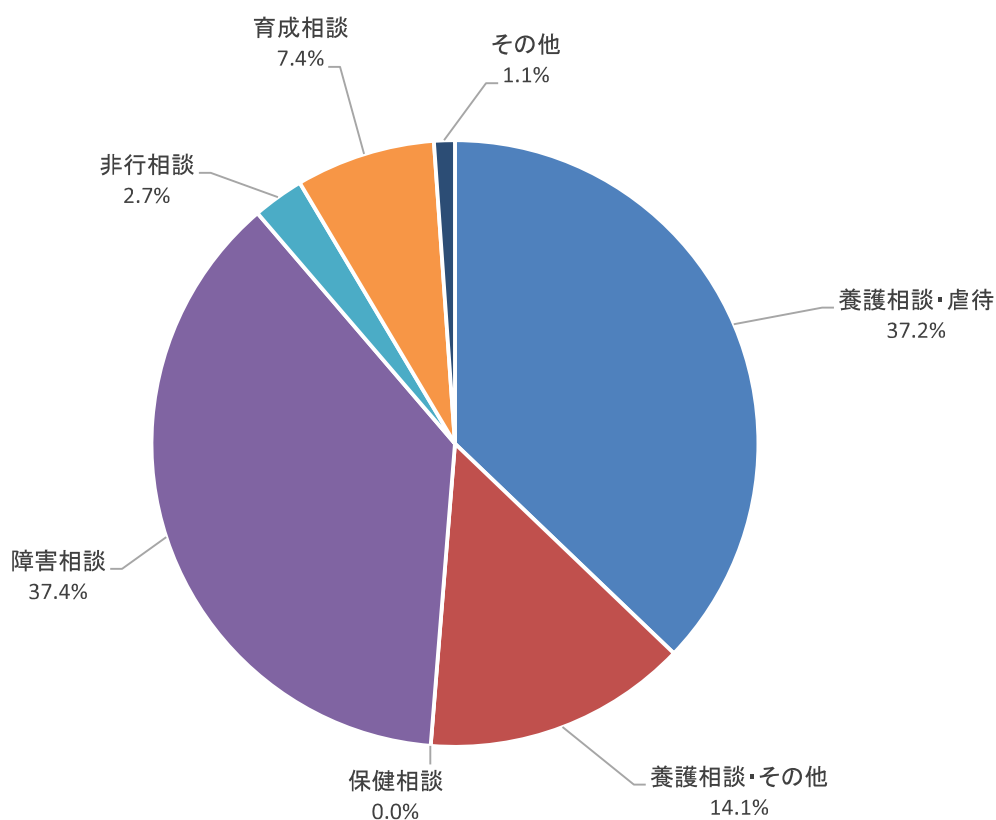
計35機関

令和6年度 室蘭児童相談所相談受理状況(本所・分室合算)

相談種別受理件数(過去4年分)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養	護 相 談	884	744	866	882
保	健 相 談	0	0	0	0
障	肢	65	76	72	62
	視	0	0	0	0
	言	28	39	19	41
	重	16	18	10	6
	知	386	483	567	507
	発	74	76	38	28
	小	569	692	706	644
非	ぐ	19	17	22	41
	触	15	6	3	6
	小	34	23	25	47
育	性	59	89	64	66
	不	4	10	12	2
	適	60	48	49	54
	し	3	9	3	6
	小	126	156	128	128
そ の 他 の 相 談		8	18	14	19
合 計		1,621	1,633	1,739	1,720

相談別受理状況(令和6年度)



令和6年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況(本所・分室合算)

1 相談対応件数の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	対前年度
全国	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,660	219,170	225,509	223,691	99.2%
全道	4,825	5,133	5,652	6,396	6,256	6,422	5,930	6,717	6,314	94.0%
道児相	3,027	3,220	3,767	3,995	3,694	4,020	3,644	4,090	3,844	94.0%
札幌市	1,798	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402	2,286	2,627	2,470	94.0%
室蘭児相	426	442	597	513	531	776	504	692	681	98.4%
通告件数	562	597	644	808	604	820	653	825	790	95.8%

2 経路別通告件数

	家族親戚	虐待者本人	児童本人	近隣知人	児童委員	福祉事務所	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設等 児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
R6年度	30	9	8	117	0	49	28	176	0	6	13	312	17	25	790
R5年度	31	18	6	110	0	46	23	180	0	10	4	327	23	47	825
R4年度	33	8	7	101	0	30	24	130	0	5	0	303	9	3	653
R3年度	32	4	10	84	0	20	26	169	0	7	0	434	28	6	820

3 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待		心理的虐待		ネグレクト		性的虐待		合計	
R6年度	156	22.9%	374	54.9%	143	21.0%	8	1.2%	681	100%
R5年度	125	22.9%	403	54.9%	151	21.0%	13	1.2%	692	100%
R4年度	90	16.9%	314	68.4%	95	13.3%	5	1.4%	504	100%
R3年度	131	16.0%	531	67.0%	103	16.6%	11	0.4%	776	100%

*留意点1: 件数は児童数
(例)ネグレクト3人兄弟→3件
*留意点2: 同一児童
複数カウント有

(2) 虐待者別件数

	実父		実父以外の父		実母		実母以外の母		その他		合計	
R6年度	220	32.3%	71	10.4%	363	53.3%	2	0.3%	25	3.7%	681	100%
R5年度	265	32.3%	69	10.4%	333	53.3%	3	0.3%	22	3.7%	692	100%
R4年度	218	47.3%	48	10.2%	222	39.9%	6	0.1%	10	2.4%	504	100%
R3年度	367	46.1%	79	8.9%	310	29.9%	1	0.2%	19	14.9%	776	100%

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満		3歳～学齢前		小学生		中学生		高校・その他		合計	
R6年度	100	14.7%	159	23.3%	260	38.2%	100	14.7%	62	9.1%	681	100%
R5年度	69	14.7%	191	23.3%	250	38.2%	122	14.7%	60	9.1%	692	100%
R4年度	75	13.7%	140	24.5%	178	36.6%	73	16.1%	38	9.1%	504	100%
R3年度	106	18.3%	190	26.6%	284	34.1%	125	13.0%	71	8.1%	776	100%

(4) 相談対応結果別件数(措置/指導等)

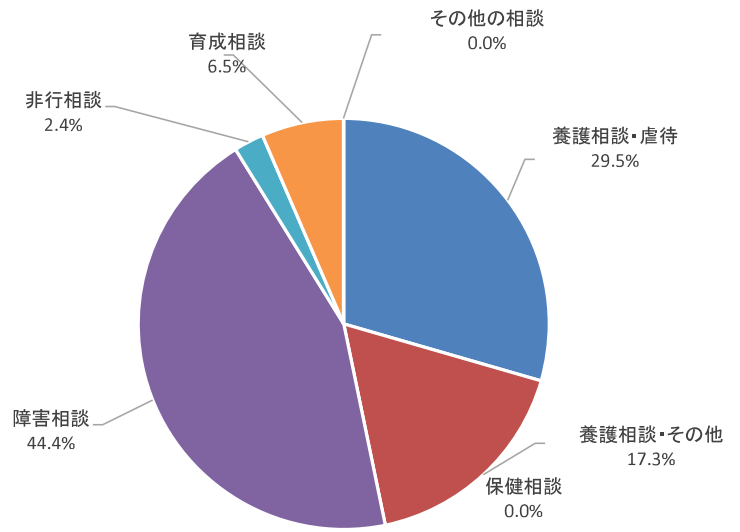
	児童福祉施設		里親委託/ファミリーホーム		児童福祉司指導		継続指導		助言指導		その他		合計	
R6年度	32	4.7%	8	1.2%	18	2.6%	36	5.3%	569	83.6%	18	2.6%	681	100%
R5年度	33	4.7%	10	1.2%	22	2.6%	18	5.3%	582	83.6%	27	2.6%	692	100%
R4年度	20	1.8%	7	0.1%	10	2.3%	16	2.8%	443	91.4%	8	1.5%	504	100%
R3年度	14	2.8%	1	0.9%	18	1.7%	22	1.7%	709	91.3%	12	1.5%	776	100%

令和6年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況 (本所)

相談種別受理件数

		令和5年度	令和6年度
養護相談	児童虐待相談	185	150
	その他の相談	47	88
	小計	232	238
保健相談		0	0
障害相談	肢体不自由相談	23	19
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	19	34
	重症心身障害相談	6	0
	知的障害相談	161	154
	発達障害相談	26	19
	小計	235	226
非行相談	ぐ犯行為等相談	6	10
	触法行為等相談	0	2
	小計	6	12
育成相談	性格行動相談	28	18
	不登校相談	2	2
	適性相談	13	13
	しつけ相談	0	0
	小計	43	33
その他の相談		3	0
合計		519	509

相談別受理状況 (令和6年度)



令和6年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況 (本所)

1 令和6年度 経路別通告件数

	戚家族・親	人虐待者本	児童本人	人近隣・知	児童委員	福祉社事務	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設等福祉	児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
令和6年度	11	4	0	36	0	9	1	49	0	4	2	87	6	6	215	
令和5年度	12	11	0	32	0	17	0	46	0	3	2	87	8	4	222	

2 令和6年度 相談対応件数

	令和5年度	令和6年度
全国	225,509	223,691
全道	6,717	6,314
道児相	4,090	3,844
札幌市	2,627	2,470
室蘭児相本所	203	163

3 令和6年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
令和6年度	55 (33.7%)	95 (58.3%)	10 (6.1%)	3 (1.8%)	163 (100.0%)
令和5年度	36 (17.7%)	117 (57.6%)	49 (24.1%)	1 (0.5%)	203 (100.0%)

(2) 虐待者別件数

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
令和6年度	61 (37.4%)	15 (9.2%)	78 (47.9%)	0 (0.0%)	9 (5.5%)	163 (100.0%)
令和5年度	77 (37.9%)	20 (9.9%)	97 (47.8%)	0 (0.0%)	9 (4.4%)	203 (100.0%)

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0~3歳未満	3歳~学齢前	小学生	中学生	高校・その他	合計
令和6年度	19 (11.7%)	47 (28.8%)	58 (35.6%)	21 (12.9%)	18 (11.0%)	163 (100.0%)
令和5年度	42 (20.7%)	57 (28.1%)	60 (29.6%)	28 (13.8%)	16 (7.9%)	203 (100.0%)

(4) 相談対応結果別件数 (措置/指導等)

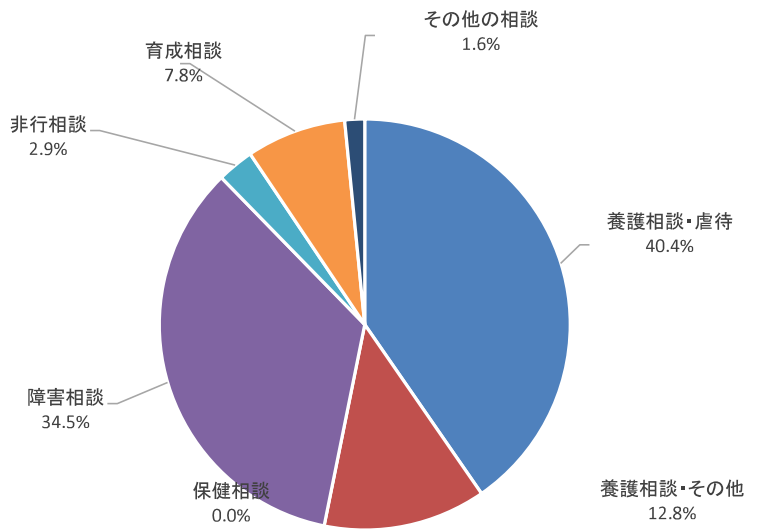
	児童福祉施設	里親委託/ファミリーホーム	児童福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	合計
令和6年度	3 (1.8%)	0 (0.0%)	4 (2.5%)	1 (0.6%)	148 (90.8%)	7 (4.3%)	163 (100.0%)
令和5年度	7 (3.4%)	1 (0.5%)	5 (2.5%)	4 (2.0%)	179 (88.2%)	7 (3.4%)	203 (100.0%)

令和6年度 北海道室蘭児童相談所 相談受理状況（苫小牧分室）

相談種別受理件数

		令和5年度	令和6年度
養護相談	児童虐待相談	464	489
	その他の相談	170	155
	小計	634	644
保健相談		0	0
障害相談	肢体不自由相談	49	43
	視聴覚障害相談	0	0
	言語発達障害相談	0	7
	重症心身障害相談	4	6
	知的障害相談	406	353
	発達障害相談	12	9
	小計	471	418
非行相談	ぐ犯行為等相談	16	31
	触法行為等相談	3	4
	小計	19	35
育成相談	性格行動相談	36	48
	不登校相談	10	0
	適性相談	36	41
	しつけ相談	3	6
	小計	85	95
その他の相談		11	19
合計		1,220	1,211

相談別受理状況（令和6年度）



令和6年度 北海道室蘭児童相談所における児童虐待相談対応状況（苫小牧分室）

1 令和6年度 経路別通告件数

	戚家族・親	人虐待者本	児童本人	人近隣・知	児童委員	福祉社事務	市町村	都道府県	保健所	医療機関	施設児童福祉	警察等	学校等	その他	合計
令和6年度	19	5	8	81	0	40	27	127	0	2	11	225	11	19	575
令和5年度	19	7	6	78	0	29	23	134	0	7	2	240	15	43	603

2 令和6年度 相談対応件数

	令和5年度	令和6年度
全国	225,509	223,691
全道	6,717	6,314
道児相	4,090	3,844
札幌市	2,627	2,470
苫小牧分室	489	518

3 令和6年度 相談対応件数の内訳

(1) 虐待種別件数

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	合計
令和6年度	101 (19.5%)	279 (53.9%)	133 (25.7%)	5 (1.0%)	518 (100.0%)
令和5年度	89 (18.2%)	286 (58.5%)	102 (20.9%)	12 (2.5%)	489 (100.0%)

(2) 虐待者別件数

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
令和6年度	159 (30.7%)	56 (10.8%)	285 (55.0%)	2 (0.4%)	16 (3.1%)	518 (100.0%)
令和5年度	188 (38.4%)	49 (10.0%)	236 (48.3%)	3 (0.6%)	13 (2.7%)	489 (100.0%)

(3) 子どもの年齢構成別件数

	0～3歳未満	3歳～学齢前	小学生	中学生	高校・その他	合計
令和6年度	81 (15.6%)	112 (21.6%)	202 (39.0%)	79 (15.3%)	44 (8.5%)	518 (100.0%)
令和5年度	27 (5.5%)	134 (27.4%)	190 (38.9%)	94 (19.2%)	44 (9.0%)	489 (100.0%)

(4) 相談対応結果別件数（措置／指導等）

	児童福祉施設	里親委託／ファミリーホーム	児童福祉司指導	継続指導	助言指導	その他	合計
令和6年度	29 (5.6%)	8 (1.5%)	14 (2.7%)	35 (6.8%)	421 (81.3%)	11 (2.1%)	518 (100.0%)
令和5年度	26 (5.3%)	9 (1.8%)	17 (3.5%)	14 (2.9%)	403 (82.4%)	20 (4.1%)	489 (100.0%)

2026年度

室蘭児童相談所の取り組み方針

「虐待の予防とこどもの権利擁護」

2026年5月22日

北海道室蘭児童相談所苫小牧分室

やれたらいいなと思うこと…

- 発生してからかかわる < 発生する前に手を打つ
本当は…起きる前の予防策の社会的構築化
- サービスを充実するだけでは体罰・暴言は減らない
- 社会全体の体罰や不適切養育を容認する育児文化の修正
幼児、思春期、大人同士…世代性別…共通言語化

非暴力の共有

ひとりでは難しい ☞ リマインドできる地域再生
雰囲気づくり ☞ “文化”としての定着へ

- そのためにできることに取組み、沢山の成功体験を地域で!!

Ⅰ 2026年度室蘭児童相談所の取組方針

○ スローガン

「虐待の予防とこどもの権利擁護」
～胆振・日高地区に非暴力の輪を～

I 2026年度室蘭児童相談所の取組方針

○ 2026年度に向けた取り組み

【室蘭児相並びに苫小牧分室】

● 虐待予防に向けた取り組み

- ・ 管内市町が設置（予定）するこども家庭センターの支援等
- ・ CVPPP、機中八策など非暴力コミュニケーションスキルなどへの理解と普及
- ・ 管内児童福祉施設（職員）等への支援等

I 2026年度室蘭児童相談所の取組方針

○ 2026年度に向けた取り組み

【室蘭児相並びに苫小牧分室】

● こどもの権利擁護に向けた取り組み

- ・ 来所相談に来られるこども、一時保護となったこども、児童福祉施設や里親などの社会的養護となったこどもから、意見を聞き取ることについての意識化と仕組みづくり
- ・ 児童相談所第3者評価にかかる自己評価の受審
- ・ 児童相談所一時保護施設第3者評価にかかる自己評価の受審

	しつけ	虐待・体罰
目的	子どもの発達に即した教育	<ul style="list-style-type: none"> • 大人の感情のはけ口 • 恐怖感を与えることにより子どもをコントロールする
タイミング	<ul style="list-style-type: none"> • すぐにその場で • 子どもの聞く準備が出来ているとき 	<ul style="list-style-type: none"> • 突発的、衝動的 • 過去のことを持ち出す • 子どもの状況や立場を考えずに
誰の利益か	子どもにも親にも	親の利益優先
親の感情	肯定的、共感的、受容的、穏やか、きりっとした	威圧的、攻撃的、否定的、イライラ、怒り、嫌悪感
子どもの感情	落ち着き、我慢、納得、親への信頼、安心感	委縮、不安、怒り、怯え、不信感、無力感

例：宿題をせずスマホを見ている

ブルーカード

- | | | |
|----------------------------|----|-------------|
| 1. なにやってんの | ぎ | 疑問型 |
| 2. いつも言ってるでしょ | ど | 怒鳴る、叩く |
| 3. スマホみるなって | ひ | 否定型 |
| 4. 今日という今日は
許さないからね | お | 脅す |
| 5. スマホ見てたから
一週間スマホなし | ば | 罰を与える |
| 6. これでいいと思ってんの？
何する時間？ | と | 問う、聞く、考えさせる |
| 7. 何回言われてもわかんない
バカじゃないの | なし | なじる |
| 8. いつもこうだといいいのに | い | 嫌みを言う |

加えて、

「ちゃんとやれ！」

「前にも言ったのに、
どうしてできないんだ！」

などと言ってしまおう

オレンジカード

- | | | |
|----------------------------------|---|-----------|
| 1. 深呼吸（きりかえ） | お | 落ち着く（感情） |
| 2. 「スマホ消してもらえる」等
子どもも話せる状態を待ち | ま | 待つ |
| 3. 穏やかに 静かに 近づき
（環境） | が | いちおし環境づくり |
| 4. スマホ見たいよね～でも | き | 気持ちに理解を示す |
| 5. まずは宿題してほしい | か | 代わりに行動を提示 |
| 6. わかった？「わかった」 | や | 約束 |
| 7. じゃ学校から帰ってきたら
何する？ | れ | 練習（確認・反復） |
| 8. えらい 宿題終わったら
スマホみていいよ | ほ | 褒める |

どちらの方が、子どもとの関係性がいいまま行動(言動)を社会的にOKな方向にスムーズに切り替えていってもらえそうですか？

どならない
ディスプレイしない非暴力コミュニケーションの具体策
対話をスムーズに進めるコツ

非暴力コミュニケーションにより、たくさんの成功体験を!!



児童相談所長が考案した非暴力コミュニケーションパッケージ

コミュニケーションを活性化させるコラーゲン
頭文字つづりで覚える非暴力コミュニケーションの具体策
やる気をアップさせる八つの秘策

当事者の安心とCVPPPを考える

CVPPP... 当事者とのかかわりにおいて、技法・技術のみの優先を否定 (下里、2020)



知識・経験が増え、技術を磨いていくと
どんどん立ち位置が高くなる。
位置が高くなるにつれて援助者の安心は
大きくなる。

技法・技術だけが優先されるとき.....

- ・CVPPPは、援助者が当事者に対応することへの安心を作る

当事者の安心 < 援助者の安心

- ・援助者の優位性が高まる
- ・援助者は安全なところ(上)から、不安の中にいる人に手を差し伸べるイメージ

当事者に安心してもらうとするとき...

対話が優先されるとき...

- ・CVPPPは、援助者が当事者の不安とともにいることの安心を作る

起こりうること.....

- ・同じ平面に立つことができ、協働につながる
- ・援助者は当事者と、お互いに不安と安心をやり取りしながら、一緒に安心を作っていくイメージ



知識・経験、技術を直接使うのではなく、当事者の方の椅子(体験)の高さに合わせるために、あるいは、不安が入ってきたときに、自分の中で安心を作り出せる背もたれや手すりとなる。その安心は、当事者に伝わり、一緒にお互いの不安と安心をやり取りするなかで安心が増えていく。

虐待防止対策のステージ



事が起きる前 の充実

『もっと早い段階で困りごとに沿った支援ができていたらなあ〜』
『実は助けを借りたい』という当事者に隠れているニーズを引き出す⇨専門性：安全責任喚起アプローチ

- I. 人類は長年虐待を無視し続ける
- II. 虐待の存在に気づく
- III. かわいそうな子どもをひどい親から分離しようとする
- IV. しかしそれだけでは何も解決しないと気づき、親の治療に挑戦するようになる
- V. 最も表面化し難い性的虐待に気づき
- VI. 予防こそ大切やっと気づいて取り組む (Krugman被虐待児の対応の発達段階)

事が起きてからの関わり

『児相は何をやっているんだ』『なぜ保護できなかったのか』加害性指摘志向アプローチ

市町村における子ども家庭相談の流れ

ポピュレーション・アプローチとしての
乳児家庭全戸訪問事業・乳幼児健康診査等・学校教育における家庭訪問等を通して
の「気になる子ども」・「気になる妊婦・養育者」への気づき

「気になる子ども」・「気になる妊婦・養育者」
についての相談受理

子どもの安心・安全の確認、養育者への支援
の視点に立った家族全体のアセスメント

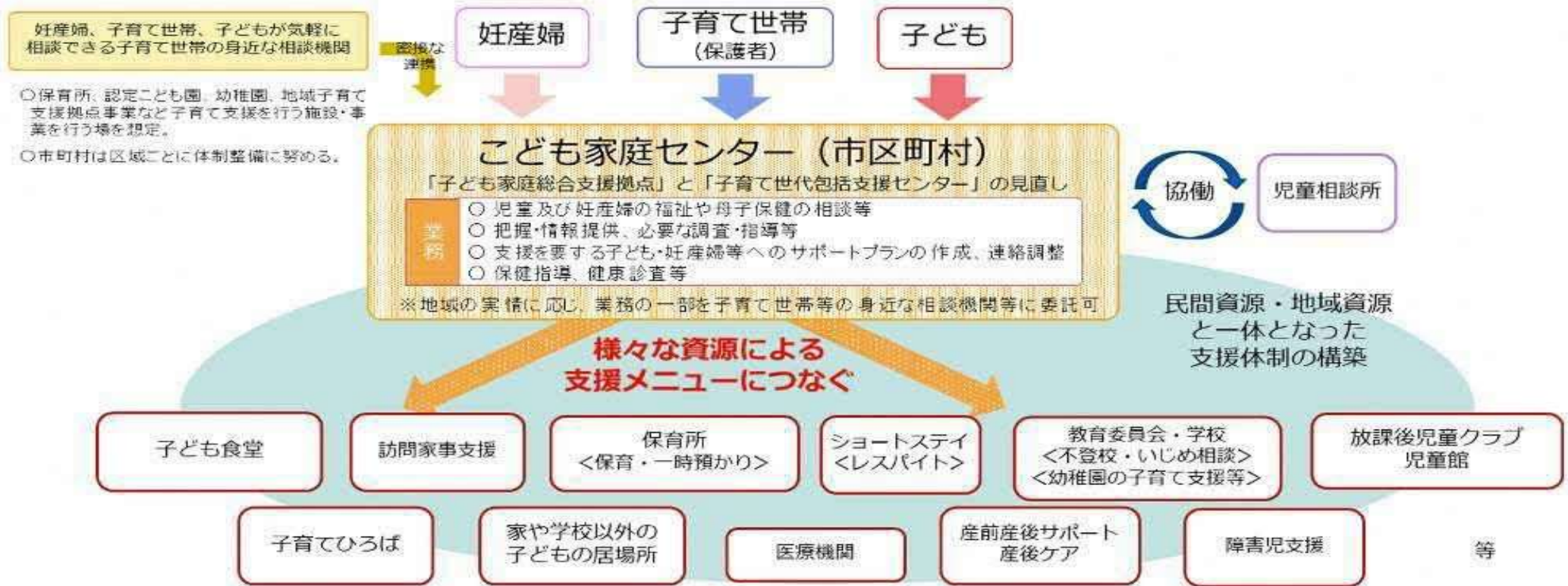
初期アセスメント

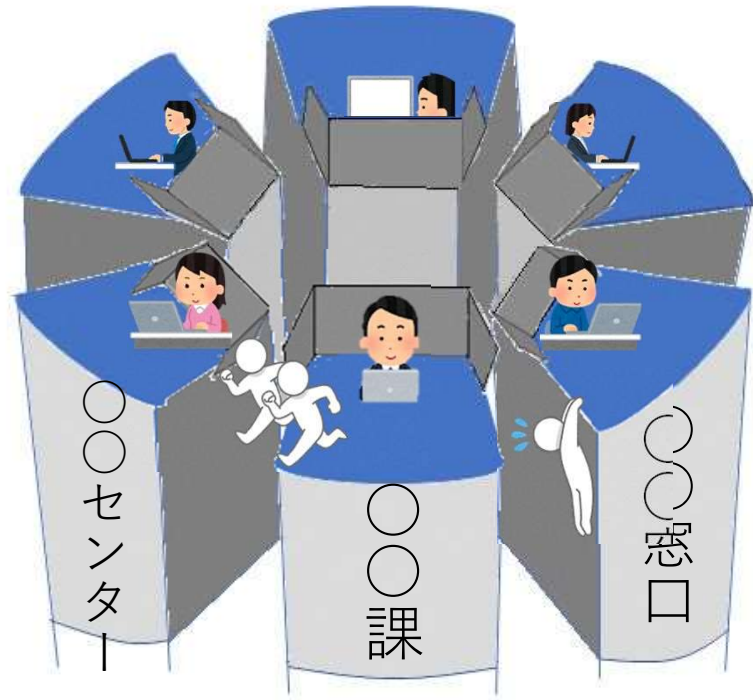
- ①緊急度アセスメント：「子どもの安心にかかわる危機」の有無の確認
- ②リスクアセスメント：「子どもの安全にかかわる危機が現時点では起こっていないが、近い将来起こる可能性があり、それが子どもに対して重大な危害を及ぼす可能性がある」の有無の確認
- ③ニーズアセスメント：必要な支援の確認

要支援・要保護の段階（グレード）の決定

相談支援機能の一体化(こども家庭センター)

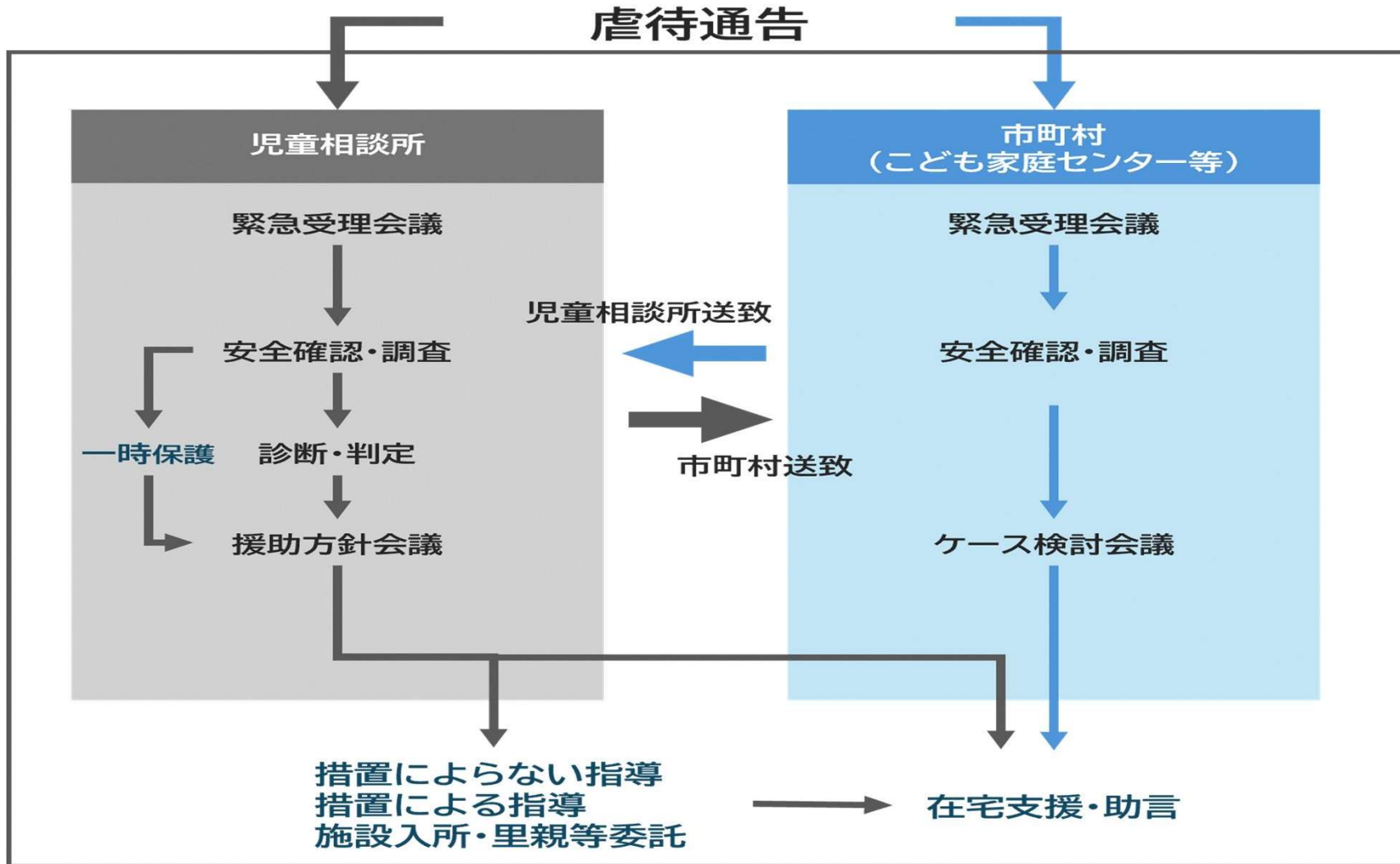
- ・ 子育て家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの「連携」からより一歩前へ。
- ・ こども家庭センターとして、地域の関係主体とつながりながら、**サポートプランの作成や勧奨・措置を使いながら子育て家庭をマネジメント。**



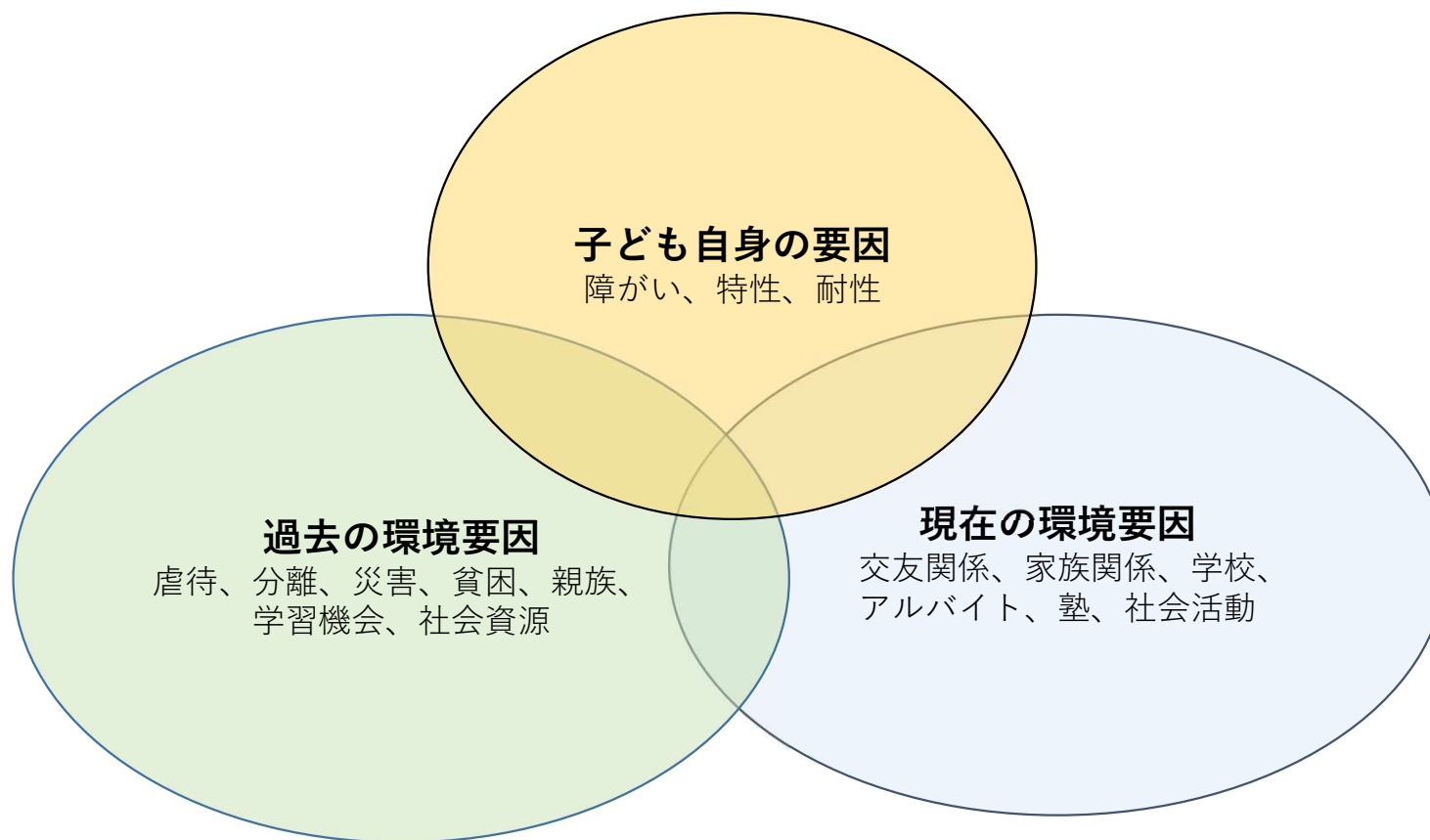


【虐待対応の流れ】

2025 こども虐待対応の手引き改正案より



「いま起きていること」をどう理解するか



一時保護される子どもたち

- この状態の支援には、「逆境的な子ども時代の体験(ACEs)」への理解が重要
- 家庭内暴力(DV)、親の精神疾患、アルコール薬物問題、いわゆるトキシック・トリオ(Toxic Trio:有害トリオ)が子どもに及ぼす影響について、ソーシャルワーカーはもとより、子どもに身近な、教師や保育士等の認識が欠かせないし、その対応が重要

一時保護される子どもたち

- 曝されていたからといってすべての子どもの予後が悪いわけではない
 - 信頼できる支援者からの子どもへの配慮・支援
 - 家庭外の子どもの居場所
 - 子どもの力
 - 親子の心の絆
 - 家族への支援
- などがあれば、促進要因ではなくなる(保護要因として働く)
- アタッチメント(特定の他者との間に築く固い情緒的結びつき)対象
人 ネットワーク アロマザリング

「カリスマティック・アダルト (Charismatic Adult)」 (よき理解者で、心の支えになる大人)

心理学者エミー・ワーナー (Emmy Werner)

「その人の存在自体が子どもにとって安心、信頼、希望の源になる大人」
を指す

特別なスキルや専門知識がある必要はなく

無条件の受容

安定した関わり

子どもの価値を信じる姿勢

一貫したサポート

といった態度が特徴

1. 安全基地 (Secure Base) になる
2. 自己肯定感の回復を促す
3. 健全なモデル (ロールモデル) になる
4. レジリエンス (回復力) を引き出す

児童相談所の心理判定から

手のかかる子どもの理解

- ・心地よい体験をもらい損ねてきた子ども
- ・つらさをわかってもらえなかった子ども
- ・ピンチのときに助けてもらえなかった子ども
- ・できっこないことを要求されてきた子ども
- ・失敗するとみんなから責められてきた子ども
- ・怯えと恨みを人一倍体験してきた子ども
- ・不快なやりとりの中で育ってきた子ども
- ・幸せになる方法を教えられていない子ども

トラウマインフォームド・ケアの視点

- 傷ついた子どもの支援～トラウマの眼鏡をかけてしてみる
- 傷ついた親の支援～親もトラウマを持っていて、子どもと同じように「自分はダメな親（ダメな子）」「話したってムダ」「話したくない、放っておいて」「人との関係は『やるか、やられるか』だ」などと思ってしまう。
- それに対し、支援者や組織も、無力感に苛まれたり憤りなどの感情的に揺さぶられ、孤立感を持つ、他者批判が止まらない等、支援の対象者と同じような反応を起してしまう（『並行プロセス』）

⇒別紙パンフレット参照

あなたは 相手がしてほしくない行動をした あるいは
 してほしい行動をしない そんな場面に直面した時
どの色のどの行動・ことばの切り札を切りますか？

▼コミュニケーションを円滑にする
 オレンジカード

ほ める (褒める)
ま つ (待つ)
れ んしゅう (練習)
か わい(代)にすることを提示
が んきょう(環境)づくり
 いつも ちかづいて おだやかに しずかな 環境
や くそく(約束)
き もち(気持)に理解を示す
を ちつく(落ち着く)

▼伝わりにくいコミュニケーション
 ブルーカード

ひ ていけい(否定形)
ど (怒)鳴る叩く
い や(嫌)み
お ど(脅)す
と (問)う聞く考えさせる
ぎ (疑)問形
ば つ(罰)をあたえる
なし なじる(人格否定形)